

自動車保管場所証明手続において、当該自動車保管場所が道路に該当するか否かについて争われた具体的事例

項 目	内 容
取 扱 い 警 察	大阪府警察
概 要	平成15年9月に申請者が行った自動車保管場所証明申請について、警察署長が申請に係る自動車保管場所が道路に該当するため不可処分を行ったところ、大阪府公安委員会に対して審査請求が行われ、平成16年1月、審査請求が棄却されたもの。
申請者の主張	<ul style="list-style-type: none"> 自動車保管場所として申請した場所は、豊中市建設指導課の判定のもと、私道並びに道ではなく、宅地扱いであるとの判断の結果、確認申請の許可書も下りており、申請の場所に車を保管することは何ら違法性もなく自分の宅地に車を保管するのは当然である。
警察署長の判断	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所法に規定されている「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所である。 「一般交通の用に供するその他の場所」とは、私有地、公有地の別に関係なく、また、一般的な道としての体裁の存否にかかわらず、不特定の人や車が自由に通行することができ、かつ、その実態のある場所であることから、申請に係る場所は、「一般交通の用に供するその他の場所」に当たり、保管場所法第3条の規定に抵触し保管場所としての要件を満たしていない。
結 果	<p>平成16年1月、大阪府公安委員会は、申請者からの審査請求に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請に係る場所は、舗装された住宅街の生活道路と一体となっていること及び実際に不特定の人や車両が自由に通行していることが認められることから、「一般交通の用に供するその他の場所」に当たる。 また、最高裁判例によると「たとえ、私有地であっても、不特定の人や車が自由に通行できる状態になっている場合は、道路である。」と判示していることから、原処分時において、警察署長が、申請に係る場所が道路上の場所であると認定し、法に定められた保管場所としての要件を満たしていないと判断して、自動車保管場所証明書の交付を拒否した処分を行った措置は、何ら違法ではない。 <p>として審査請求を棄却した。</p>

自動車保管場所証明書を交付しなかったこと等に関する行政訴訟において、敗訴又は和解した具体的事例

項 目	内 容
取 扱 い 警 察	神奈川県警察
概 要	<p>平成13年5月に届出者が行った軽自動車に係る保管場所届出について、警察署長が届出に係る自動車保管場所が道路に該当するため不受理処分を行ったところ、神奈川県公安委員会に対して審査請求が行われ、平成15年4月、審査請求が棄却された。</p> <p>そこで、届出者は、自動車保管場所届出の不受理処分の取消を求めて横浜地方裁判所に提訴したが、平成16年5月、原告が訴えの全部を取り下げて和解が成立したものの。</p>
届出者の主張	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車の保管場所として届出した場所は、法によるいずれの道路にも該当しない。 ・ 当該場所は、建築確認を受けた建築物の敷地と、自動車を保管するため建築確認後に敷地を借り増した部分であり、保管場所として問題ない。 ・ 登記地目は公衆用道路であるが、駐車を目的とする地役権が設定しており、当該権利は第三者に対抗することができる。
警察署長の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管場所法に規定されている「道路」のうち、「一般交通の用に供するその他の場所」とは、不特定の人や車が自由に通行することができ、かつ、客観的に見て、これらの者の交通の用に供されている場所であると解されているところ、当該場所は、公道から引き続き舗装され、道路の体裁を有しており、公道と私道との判別も付かず、通行を制限する設備や立て看板等もないことから公開性も認められ、現況は道路である。 ・ 駐車の地役権は、通行に付随して行われる（道路交通法、保管場所法に抵触しない態様での）駐車行為を認めているのが妥当である。 ・ 仮に、土地所有者との間で、車庫として使用することを認めた契約を締結したとしても、私人間の法律関係が公法に抵触した場合には、公法の規制を受ける。
結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年7月、保管場所の届出者は、不受理処分の取消しを求めて横浜地方裁判所に提訴したが、平成16年5月、訴えの全部を取り下げ、被告である警察署長がこれに同意したことから、和解が成立した。 ・ その後、当該場所にポール等の工作物を設置して道路性を排除した上で、軽自動車の保管場所の届出が行われ、警察においてこれを受理している。